

公民館サークルの登録に関する Q & A

◇サークル登録の条件など

Q1 公民館の登録サークルになる利点とは何ですか

A1 定期的な活動に使用する部屋を優先的に予約できます。また、使用料が減免されます。

使用できる施設は、中央・野々市公民館、富奥公民館、郷公民館、押野公民館、女性センターです。

Q2 公民館は何のためにサークルを設けるのですか

A2 公民館を広く市民に開放し小規模団体（サークル）の健全な育成を図り、そのことによって市全体の生涯学習の発展へつなげるためです。したがって、登録サークルには公民館等が行う生涯学習事業への協力が求められます。

Q3 サークルとなるための条件は何ですか

A3 サークルとして登録を受けるには、その団体が公民館を定期的に使用し、社会教育法第20条に規定する内容（※）について学習活動を続けようとする者であり、次の要件を充たしている必要があります。

- (1)原則として、野々市市に在住し、勤務し、又は通学する概ね10名以上の者によって構成されているサークルであること。
- (2)1か月に2回以上かつ1週間に2回以内活動するものであること。（ただし、館長が特に認めた場合はこの限りではない）
- (3)サークルには、組織、目的、活動内容、会費等を定めた会則があること。
- (4)サークルへの加入脱退についての自由が保障され、常に公平平等の民主的運営が行われること。

このほか、登録サークルとして守っていただきたい事項（以下A11参照）や、登録できないサークル（A12参照）がありますので、こちらも必ずお読みください。

※「社会教育法第20条」

（目的）

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

Q4 サークル活動で会費を徴収し、指導者に謝礼を支払うことはできますか

A4 サークル活動の謝礼は、参加する人が気持ちの上で謝礼をする程度の金額か、これに必要な材料費等の徴収であれば差し支えありません。

Q5 A3、A4 の条件を充たすのが難しいので、使用料を納めて、定期的に講師を呼んでサークル活動をしたいのですが、できますか

A5 公民館では私塾的な使用はできません。よって、このような活動はサークルとして認められません。

Q6 すでに同じ分野の公民館サークルが登録されていますが、新設が認められますか

A6 活動を希望する施設に同じ分野のサークルがすでにある場合は、基本的に新たなサークル登録を行わず、すでにあるサークルに入って、一緒に活動していただくようお願いしています。

◇サークルの申請から承認までの流れ

Q7 サークルを新設したいのですが、どのような手続きが必要ですか

A7 サークル登録を申請する時は、「公民館サークル新規登録申請書」(別記様式第1号)に必要事項を記入し、原則、毎年2月末日までに公民館長に申請してください。登録申請書に記入する情報は、活動日時、代表者名・指導者名および連絡先、会費の金額、会員数などです。加えて、新年度の活動計画書、サークルの会員名簿、サークルの会則、収支計画書などを添えて提出いただきます。

Q8 住んでいる地区とは別の地区公民館での登録はできないのですか

A8 地区公民館は当該地区以外の市民の方も利用できます。よって、お住いの地区以外の公民館でもサークル登録を申請できます。

Q9 登録申請書の提出後はどのように流れで申請が認められますか

A9 公民館運営審議会(年4回)または女性センター運営委員会(年2回)の審議を経て、登録が認められたサークルに対し、「公民館サークル登録承認書」が交付されます。

Q10 サークル登録に有効期限がありますか

A10 サークル登録の有効期限は、4月1日から翌年3月31日まで、毎年審査があります。登録サークルとしての条件を充たしていないと登録取り消しとなる場合があります。

◇登録サークルに求められること

Q11 登録サークルとして守るべき事項はどのようなことですか

A11 登録サークルは、次の事項を必ず守って活動してください。

- (1)申請内容に基づいた活動を行うこと。
- (2)サークルの代表者と指導者は兼ねることはできない。
- (3)サークルの活動は、指導者中心の私塾的運営にならないよう会員の相互学習を基本とした活動を行うこと。
- (4)サークルの代表者は、サークル活動の総括及び公民館使用の責任を負うものとする。
- (5)サークルの会費は、できるだけ低額とすること。
- (6)サークルの指導者は、会員の相互学習の援助者として自覚をもって指導にあたること。
- (7)サークルの会員の中から指導者が育つよう努めること。

- (8) 流派、家元、資格、段及び級等に関する趣味実技サークルは、閉鎖的、私塾的活動運営にならないように、常にサークルとしての活動を逸脱しないよう努めること。
- (9) サークルは、館長の求めに応じ、必要書類を提示しなければならない。
- (10) サークルの会員は、公民館が主催する事業には積極的に参加すること。
- (11) サークルは、相互の連携を密にし、円滑な運営を図るためサークル連絡会議に出席しなければならない。
- (12) サークルの使用時間は、1回又は1日につき4時間以内とする。ただし、館長が認めた場合はこの限りではない。
- (13) サークルの活動で使用する私的器材、用具は、公民館では保管しない。ただし、サークルが、やむを得ず保管を依頼しなければならない場合は、館長の許可を得るものとする。この場合にあっては、サークルが損害を受けることがあっても、教育委員会は一切その責めは負わない。

Q12 サークル登録が取消しとなるのはどのような場合ですか

A12 サークルが次の各号に該当した場合は登録が取り消されます。

- (1) 無断で3か月以上公民館を使用しない場合
- (2) 上記 A3 に掲げるサークルとなるための条件に違反した場合
- (3) 次の(1)～(4)に該当する活動と認められた場合

《注意》 このようなサークルは登録できません

- (1) 特定の政党の利害に関する活動内容を有すると認められるもの。
- (2) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持していると認められるもの。
- (3) 営利を目的とした活動内容を有すると認められるもの。
- (4) 活動が、企業や事業所など営利団体等の福利・厚生の範囲に入ると認められるもの。

また、野々市市公民館条例又は条例に基づく規則に違反した場合などで、施設の使用許可が取消しとなる場合がありますので、ご注意ください。（くわしくは「野々市市公民館サークル登録及び運営要項」をお読みください）

サークルの代表者は施設職員の指示に従い、施設使用上の注意事項を守って活動してください。

あなたの生涯学習を
ステップアップするため
サークル登録してみませんか？